

○宮崎大学医学部附属病院口唇口蓋裂・口腔育成センター運営委員会規程

〔平成 25 年 1 月 16 日
制 定〕

改正 平成 27 年 9 月 16 日 平成 29 年 2 月 15 日
平成 29 年 3 月 15 日 平成 30 年 9 月 19 日
令和 2 年 6 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院口唇口蓋裂・口腔育成センター規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院口唇口蓋裂・口腔育成センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、口唇口蓋裂・口腔育成センターの運営に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 口唇口蓋裂・口腔育成センター長
 - (2) 歯科口腔外科・矯正歯科の教員のうちから 1 人
 - (3) 脳神経内科の教員のうちから 1 人
 - (4) 精神科の教員のうちから 1 人
 - (5) 小児科の教員のうちから 1 人
 - (6) 整形外科又はリハビリテーション部の教員のうちから 1 人
 - (7) 耳鼻咽喉科の教員のうちから 1 人
 - (8) 歯科衛生士のうちから 1 人
 - (9) 医事課長
 - (10) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第 2 号から第 8 号まで及び第 10 号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 前条第 2 項に掲げる委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第 5 条 委員会に委員長を置き、口唇口蓋裂・口腔育成センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。
 - 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 1 月 16 日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される第 3 条第 1 項第 2 号から第 9 号まで及び第 11 号の委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 17 日から施行し、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。